

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和5年8月21日付けの保護申請却下通知書により行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張する。

処分庁は境界層適用させるために十分な説明をせず、介護保険料が安くなるのだからと言われ保険課窓口に連れていかれたが、請求人は境界層申請をした思いはない。

処分庁から、保護申請の同月初日に遡り適用されると言われ、境界層適用されることを取り下げてもらおうよう頼んだが、変更できないと返事があった。生活保護の要否決定以後に境界層適用を当てはめられたもので、保護申請却下を取り消してもらいたい。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のよう審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6 年 8 月 2 7 日	諮問
令和 6 年 1 1 月 2 2 日	審議（第 9 4 回第 2 部会）
令和 6 年 1 2 月 2 3 日	審議（第 9 5 回第 2 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとしている。

法 8 条 1 項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとしている。

また、法 2 4 条は、1 項において、保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の氏名及び住所又は居所その他必要な事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないと定め、2 項において、1 項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならないと定める。そして、同条 3 項において、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないと定め、4 項において、3 項の書面には、決定の理由を付さなければならないと定める。

(2) 境界層措置

「境界層措置の運用の詳細について」（平成 1 7 年 9 月 2 1 日付老介発第 0 9 2 1 0 0 1 号。厚生労働省老健局介護保険計画課通知（以下「運用通知」という。））の 1・⑤は、介護保険法 1 2 9 条 1 項の規定による保険料の負担額が、本来適用されるべき基準等を適用すれば生活保護を必要とするが、より負担の低い基準等を適用すれば生活保護を必要としない状態となる者については、当該より低い基準等を適用する（当該措置を以下「境界層措置」という。）とし、「境界層

該当者の取扱いについて」（平成１７年９月２１日付社援保発第０９２１００１号。厚生労働省社会・援護局保護課長通知（以下「取扱通知」という。））の１・(1)・クは、境界層措置により保護を要さない者（以下「境界層該当者」という。）として、要保護者であって、その者に課される保険料額について、市町村が条例で定めた割合が適用されたならば保護を必要としない状態となるものを挙げる。

また、取扱通知の２は、境界層措置は保険者が行うものであるが、福祉事務所長は、保護の申請に応じ、保護開始時の要否判定を行った結果、境界層該当者であることが明らかになった場合、境界層該当証明書を境界層該当者に交付するものとし、その際、保険者に対する境界層該当措置の申請に当たっては当該証明書等を添えて提出するよう教示することとしている。

(3) 運用通知等の位置付け

取扱通知は、地方自治法２４５条の９第１項及び３項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用通知は、法の具体的な解釈・運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 本件処分についての検討

これを本件処分についてみると、処分庁は、請求人からの保護申請に対し、保護開始時の要否判定を行う際、境界層措置を適用して要否判定を行ったところ、最低生活費は１２５，９８８円となり、収入認定額１２７，７０６円を下回ったため、境界層該当者であることが明らかになったことから、保護申請を却下し（本件処分）、境界層該当証明書を交付して、境界層該当措置の申請手続を案内したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記１の法令等の定めに従って適正になされたものと認められ、本件処分に違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり、処分庁は境界層適用させるために十分な説明をせず、また、生活保護の要否決定以後に境界層適用を当てはめられたものである旨を主張する。

しかし、本件処分が法令等の定めに従って適正に行われていることは上記２で述べたとおりであり、処分庁が十分な説明をしなかった等の請求人の主張をもって、本件処分を取り消すことはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己